お悔やみ申し上げます

死亡にともなう役場での手続き

死亡にともなう主な手続きのご案内です。住所が会津美里町以外の方は、住所地へお問合せください。

	各制度など （対象となるかた）	● 手続き内容 □ 必要なもの	お問合せ先
医療保険	□ 国民健康保険 （加入者）	● 葬祭費支給申請 □ 国民健康保険被保険者証・高齢受給者証 □ 喪主の預金通帳（コピー可） □ 会葬礼状等の喪主が確認できる書類	健康ふくし課 保険年金係 ０２４２−５５− １１４５
	□ 後期高齢者医療 （加入者）	● 葬祭費支給申請 □ 後期高齢者医療被保険者証 □ 喪主の預金通帳（コピー可） □ 会葬礼状等の喪主が確認できる書類	
		● 医療給付費を相続人が受領するための申立・誓約 □ 相続人代表者の預金通帳（コピー可）	
年金	□ 国民年金 （受給者） ※遺族厚生年金が発生する場合は年金事務所での手続きとなります 会津若松年金事務所 ０２４２−２７−５３２１	● 未支給年金請求 ※請求者は生計同一者で一番近い続柄のかた □ 死亡者の年金証書 □ 請求者の預金通帳（コピー可） □ 請求者の戸籍謄(抄)本（４５０円） ※死亡者と請求者の続柄によっては、除籍謄本（７５０円）等が必要となります。 □ 請求者の住民票謄本（３００円） ※添付を省略できる場合があります。 □ 請求者の「個人番号カード」又は「個人番号通知カードと本人確認書類」 ≪死亡者と請求者が別世帯の場合≫ □ 生計同一関係に関する証明（指定様式あり）	
介護保険	□ 介護保険 （保険証をお持ちのかた）	● 保険証等の返還 □ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証	健康ふくし課 介護保険係 ０２４２−５５− １１４５
障がい福祉	□ 各種障がいなどの手帳 （お持ちのかた）	● 手帳の返還届 □ 身体障害者手帳 又は　障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳) 又は　療育手帳	健康ふくし課 障がい福祉係 ０２４２−５５− １１４５
	□ 重度心身障がい者医療費助成 （受給者）	● 受給者証の返還届 □ 重度心身障がい者医療費受給者証	
		● 未受領助成金相続人届 □ 相続人代表者の預金通帳（コピー可）	
	□ 自立支援医療 （受給者）	● 受給者証の返還 □ 自立支援医療受給者証 （育成医療・更生医療・精神通院）	

（裏面もあります）

	各制度など （対象となるかた）	● 手続き内容 □ 必要なもの	お問合せ先
税	□ 固定資産 （町内に土地、建物をお持ちのかた） 軽自動車 （町に登録しているかた）	● 相続人代表者指定届	町民税務課 固定資産税係 民税係 ０２４２−５５−１１６６
上下水道	□ 水道 （持家のかた） （借家のかた）	● 所有者の変更届　（持家のかた） □ 変更後の所有者の認印	建設水道課 上下水道総務係 ０２４２−５５−１１８１
		● 使用者の変更届　（借家のかた）	
	□ 個別合併処理浄化槽　＜町設置＞ （所有者（使用者））	● 使用者・使用人数の変更届	
	□ 下水道・農業集落排水 （排水設備設置義務者） （使用者）	● 使用者・使用人数の変更届	
		● 設置義務者の変更届 □ 変更後の設置義務者の認印 ※　受益者負担金をお納め中のかたは、お問合せください。	建設水道課 上下水道係 ０２４２−５５−１１８１
	□ 浄化槽　＜個人設置＞ （管理者）	● 管理者の変更届 □ 変更後の管理者の認印	
住宅	□ 町営住宅 （入居者）	● 入居者の異動届（名義人以外） ※　名義人死亡の場合は、建設水道課にお越しください。	建設水道課 管理係 ０２４２−５５−１１８１
児童福祉	□ 児童手当 （受給者）	● 未払児童手当請求書 □ 児童手当対象児童の預金通帳（コピー可） ● 受給者の変更届（認定請求書） □ 変更後の受給者の保険証（コピー可） □ 変更後の受給者の預金通帳（コピー可）	健康ふくし課 社会福祉係 ０２４２−５５−１１４５
	□ 乳幼児、児童及び生徒医療費助成 （受給者）	● 受給者の変更届 □ 変更後の受給者の預金通帳（コピー可） □ 子どもの保険証が変わる場合、変更後の保険証（コピー可）	
その他	□ マイナンバーカード 又は通知カード	各種手続きにおいて、マイナンバーの記載を求められる場合があるため、すべての手続きが終わるまで保管してください。 カードの返納義務はありません。	町民税務課 住民戸籍係 ０２４２−５５−１１６６
	□ 住民基本台帳カード （お持ちの方のみ）	● カードの返納 □ 住民基本台帳カード	

※　口座振替により税金や水道料金等を納めていた場合、前述の届出だけでは振替口座は変更になりません。
「口座振替自動払込利用申込書」を振替口座の金融機関に申込む必要があります。

※戸籍への死亡記載は、死亡届提出から１週間程度かかります。

▸ご案内

簡単な質問に答えることで、必要な手続きが把握できるほか、申請書を記入する負担も軽減できます。ご利用ください。

【スマホ・タブレット利用】
右の QR からアクセス

【PC 利用】
町の公式ホームページトップから、「申請事前準備」のバナーをクリック